

第 3 章 全体構想

1. 都市づくりの理念
2. 都市づくりの基本方針
3. 都市の将来像
4. 部門別の方針

第3章 全体構想

1. 都市づくりの理念

古賀市は、都市部に住宅や商業・業務施設をはじめ、県内でも有数の製造品出荷額を誇る工場群などを有しており、職住近接の都市であると同時に市外からの就業者も多い都市です。また、市内には国道3号・九州自動車道などの広域幹線道路やJ R鹿児島本線があり、交通至便な土地柄です。海岸部には、玄海国定公園の松林、郊外部には、のどかな田園風景や犬鳴山系の山々が広がっており、生産環境、消費環境、住環境の全ての魅力を併せ持つ都市といえます。

しかし、近年では、古賀市全体の人口の伸びが鈍化し少子高齢化が進行することで、さまざまな都市の課題が顕在化しつつあります。この傾向は、郊外部だけではなく、市街地の一部の地域においても同様であり、このまま放置すれば市街地の低密度化により、非効率な行政運営をはじめ、生活に密着した商業施設の撤退や公共交通サービスの低下などにつながるおそれがあります。これからも厳しい財政状況が続くことが予想される中で、持続可能なまちづくりを進めるためには、宅地開発等により無秩序に市街化区域を拡大させないことを基本としながら、一定規模以上の人口密度を確保していくことが求められます。

一方、現在の市街化区域には、新たな産業を受け入れるためのまとまった土地が残っておらず、古賀市が、引き続き強い工業力を維持・発展させるためには、市街化調整区域であっても有効利用が見込める土地については、市街化区域への編入や地区計画、開発許可制度の運用等により適切に活用していく必要があります。併せて、現在の人口規模を可能な限り維持していくためにも、職住近接の都市をさらに発展させ、人口増加の受け皿を確保し、良好な市街地形成を進めることが必要です。

また、建物の建築規制の厳しい市街化調整区域では、人口減少や少子高齢化が進んだことから、既存集落の活力の低下や地域コミュニティの衰退が生じており、適度な人口を受け入れていくためには一定の規制緩和の取り組みを進める必要があります。なお、建築規制が緩い都市計画区域外では、特定用途制限地域の指定により、地域の生活環境を脅かすおそれのある建物等を制限しており、今後も、この指定に基づいて土地利用の規制・誘導を図り良好な環境の形成をめざすこととしています。

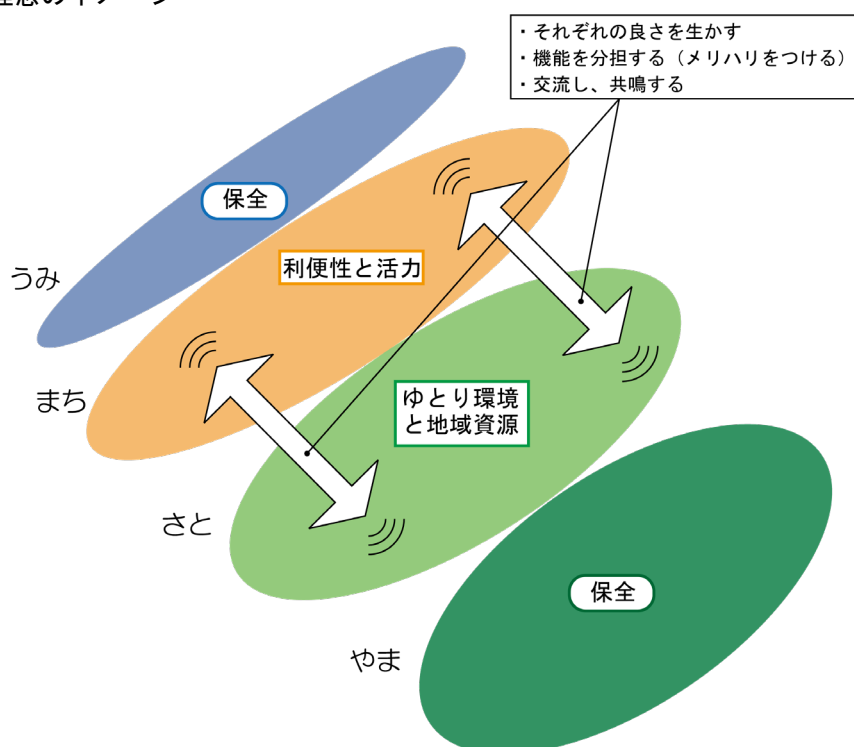
このほか、市域の一体的な都市づくりを進めるためには、長年の課題でもある未整備の都市計画道路や県道の整備をはじめ、公共交通ネットワークの形成などにより、交通軸を強化させることが必要です。それぞれの地域が連携しながら、市域全体として持続可能な都市構造となることが求められます。

このような古賀市の経緯や現状を踏まえ、“まち”が持つ利便性と活力（公共交通の利便性、教育・医療・福祉施設の集積、商・工業などの産業の集積）と、“さと”が持つゆとり環境と地域資源（営農環境と居住環境との調和、自然や里山のゆとりある景観、歴史性を有する地域資源など）を機能分担し、それぞれの良さを生かしたメリハリのある都市づくりを進めます。そのことによって“まち”と“さと”とが交流しあい、共鳴しあう都市づくりをめざします。

図 3-1 都市づくりの理念

- “うみ” と “やま” の自然を大切にする都市づくり
- “まち” の利便性と魅力を高める都市づくり
- “さと” のゆとり環境と潤いを保つ都市づくり
- “まち” と “さと” をつなぐネットワークづくり

図 3-2 理念のイメージ



2. 都市づくりの基本方針

● “うみ” と “やま” の自然を大切にする都市づくり

白砂青松の海岸線と犬鳴山系の山並みなど美しい自然景観を保全するとともに、災害の防止、環境負荷の低減、水源かん養など多面的機能を持続的に発揮させ、豊かな自然環境を生かした、人と自然が共生するまちづくりを進めていきます。

● “まち” の利便性と魅力を高める都市づくり

人口減少や少子高齢化社会に対応した持続可能なまちづくりを実現するため、コンパクトな都市構造へと転換を図り、“まち”の賑わいや利便性、快適性を維持・向上させるとともに安全で安心に暮らせるまちづくりを進めていきます。

● “さと” のゆとり環境と潤いを保つ都市づくり

“さと”の良好な営農環境の保全・形成を基本としながらも、住居と農地のメリハリのある土地利用とともに、利用価値の高い土地については、適切な開発を誘導するなど都市と農業・農地が共生するまちづくりを進めていきます。

● “まち” と “さと” をつなぐネットワークづくり

“まち”と“さと”のそれぞれの拠点を公共交通ネットワークでつなぎ、都市計画と公共交通の連携による『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めていきます。

3. 都市の将来像

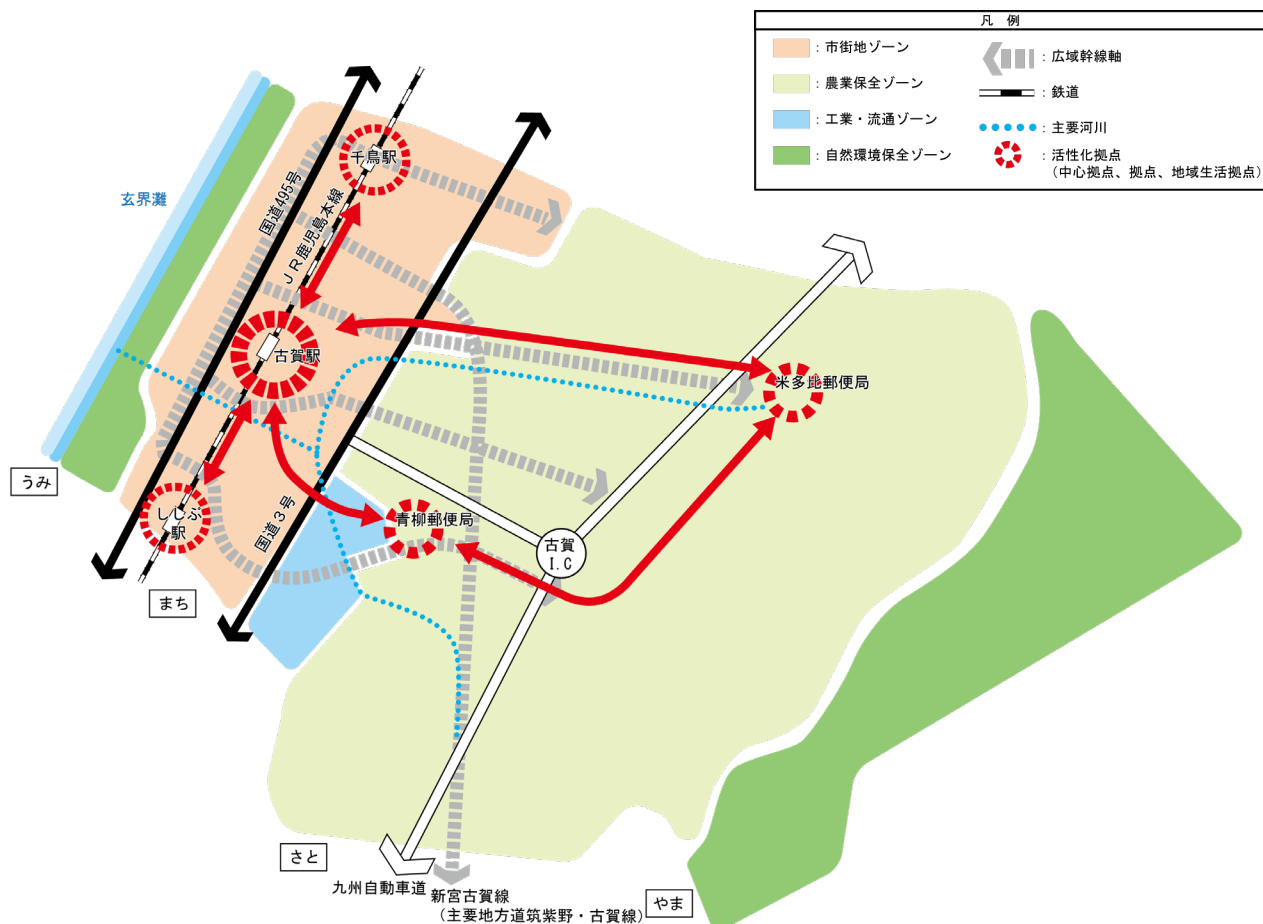
都市づくりの基本方針を踏まえ、令和7（2025）年度から概ね20年後の都市の将来像を、活性化拠点（点）、交通軸（線）、ゾーン（面）の3つにまとめ、次のように示します。

古賀市の中でも、J R鹿児島本線沿線のJ R古賀駅周辺を「中心拠点」、J R千鳥駅及びししぶ駅周辺を「拠点」に位置づけ、アクセス道路などの周辺整備による交通結節機能の強化を図ります。また、青柳地域、小野地域それぞれにおいて、日常的に人が集まる郵便局やJ A粕屋支所のエリア周辺を「地域生活拠点」に位置づけ、近隣住民の日常的な買い物等の生活利便施設の存続・拡充に努めます。

これらの活性化拠点（点）をつなぐ、都市計画道路や県道の整備をはじめ、公共交通ネットワークの充実を図ることで、交通軸（線）を形成し、都市部（市街地ゾーン、工業・流通ゾーン）と郊外部（農業保全ゾーン）の交流によって、それぞれの良さを生かした一体的な発展をめざします。

また、大都市の近郊にありながら、白砂青松の海岸線や犬鳴山系の山並みなど（自然環境保全ゾーン）の豊かな自然環境を有していることから、今後もこの特性を生かしながら、暮らしやすく魅力あるまちづくりをめざして、市民の共有財産としての自然環境の保全に努めていきます。

図3-3 都市の将来像

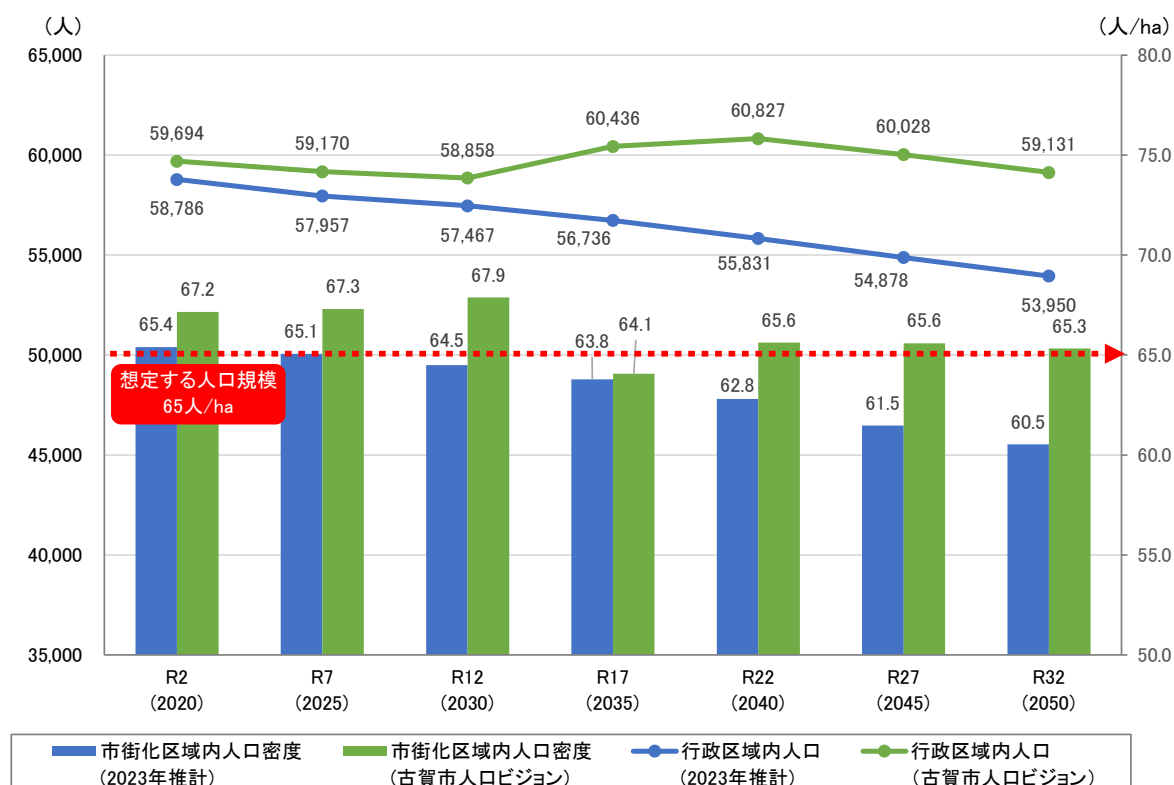


さらに、将来的な人口減少や少子高齢化社会に対応していくために、今後は、新たな道路や上下水道などのインフラ整備を伴う大規模な住宅開発によって市街地を拡張させるのではなく、人口減少や空き家・空き地の増加等を背景とした既成市街地の低密度化により、生活サービス施設の撤退や公共交通サービスの低下等が生じないように、市街地の適切な人口密度の維持・確保をめざしていきます。

このようなことから、想定する人口規模については、「人口密度」に着目することとし、概ね 20 年後の古賀市において、直近の令和 2（2020）年国勢調査とほぼ同程度の市街化区域内（工業地域と工業専用地域を除く）人口密度 65 人／ha 以上を維持していくことを想定し、現在の行政運営の効率性を確保しながら生活利便性の維持・向上を図っていきます。

今後、古賀市では、既存住宅の空き家・空き地の流通促進を図るとともに、低・未利用地が目立つ JR 古賀駅周辺を、利便性と魅力を兼ね備えた質の高い空間に変えることで、市内外から新たな居住者を呼び込み、市街地の人口密度の維持につなげていきます。

図 3－4 将来推計人口



※人口密度の値は、工業地域と工業専用地域の面積を除いて計算しています。

※古賀市人口ビジョンは、現在取り組んでいる居住機能の土地利用転換後の計画人口を加えた場合の将来推計人口です。

※R2の数値はともに実績値であり、古賀市人口ビジョンにおける人口は住民基本台帳ベースとなっているため、国勢調査人口と一致していません。

資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）、古賀市人口ビジョン

4. 部門別の方針

(1) 土地利用の方針

基本的な方向性

① “うみ”と“やま”を保全継承

大都市近郊にありながら豊かな自然環境を有する古賀市の特性を生かし、今後も市民共有の財産である“うみ”と“やま”の自然環境を次世代へ継承していきます。

② “まち”は量の拡大から質の向上へ

“まち”では、環境負荷の低減や人口減少、少子高齢化社会に対応した土地利用を進めるため、都市機能の分散立地や市街地の無秩序な拡大を抑制し、既存の都市基盤を有効活用しながら計画的・効率的に人口集積を図っていきます。また、都市の活力や賑わいを維持・創出するためＪＲ駅を中心とした拠点整備を進め、景観にも配慮した魅力的で利便性の高い市街地の形成をめざしていきます。

③ “さと”はメリハリある土地利用の推進

“さと”では、古賀市の新たな活力と交流を創出するため、有効利用が見込める広域幹線道路沿いの土地は、農業や自然環境に配慮しながら適切な土地利用転換を図っていきます。また、住居と農地との調和に配慮するとともに、工場などとの用途の混在化を防止しながら、営農環境の向上、既存集落のコミュニティを中心とした居住地づくりをめざしていきます。

市街化区域の方針

① 量的拡大から質の高いまちづくりへ

市街化区域は、環境負荷の低減や少子高齢化社会に対応していくため、今後は量的な拡大から、既存施設の有効活用や、誰もが安全かつ快適に利用しやすい施設づくり、既存都市基盤施設の維持・改修など、より質の高いまちづくりを進めていきます。

② 市街地の適切な人口密度の確保

市街化区域の低・未利用地における土地区画整理事業などの面的整備や、ＪＲ古賀駅周辺市街地の高度利用による集合住宅の適切な誘導、既存住宅地の空き家・空き地の活用などにより計画的・効率的に人口集積を図ることで、市街地の適切な人口密度を確保し、都市機能が充実したまちづくりを進めていきます。

③ 産業と住環境とのバランスある土地利用

現工業団地周辺における新たな工業用地の拡張を視野に入れ、企業の理解と協力を得ながら市街地内にある既存工場の移転を促進し、跡地の有効利用により市全体として産業と住環境とのバランスが取れた土地利用をめざしていきます。

④ ＪＲ駅を中心とした拠点づくり

通勤や通学、買い物など人の活動の拠り所となるＪＲ駅は、古賀駅を「中心拠点」、千鳥駅及びししぶ駅を「拠点」と位置づけ、アクセス道路など周辺整備を進め交通結節機能の強化を図っていきます。

◆利用区分別の方針◆

①低層住居地域	・各地域に適した建築協定や地区計画などの制度を積極的に推進し、緑化や景観にも配慮した、ゆとりと潤いのある住宅地の形成をめざします。
②低・中層住居地域	・高さ制限の指定がない第一種住居地域などの住居系地域は、地区計画などにより地域の実情に応じたきめ細かなルールづくりを推進し、周辺の低層住宅地への日照や交通及び景観などに配慮した低・中層住宅の立地誘導を図ります。
③商業地域、中心拠点・拠点	・ＪＲ古賀駅周辺を「中心拠点」として位置づけ、都市的な賑わいと活力ある古賀市の玄関口としての中心市街地の形成を図っていくため、アクセス道路や駅前広場の整備などにより、その機能の向上を図り、景観に配慮しながら個性のある街並みづくりを進めます。 ・ＪＲ古賀駅東側は、周辺に立地する企業の理解と協力を得ながら、多様な人々が回遊し、公園を核とした賑わいのある心地よい開かれた駅前空間の創出をめざします。 ・ＪＲ古賀駅東口からリーパスプラザまでのエリアを商業系用途地域へ変更し、さまざまな商業機能の集積、文化機能の拡充及び多様な利活用ができる駅前広場の整備に取り組みます。 ・ＪＲ古賀駅西側は、商業・業務地のほか集合住宅地としての利用価値も高い地域であることから、引き続き土地の高度利用を図るとともに、まちなかへ導く駅前広場の整備の検討を進め、オープンスペースを計画的に配置し、商業と住居との共存による賑わいづくりに取り組みます。 ・ＪＲ千鳥駅やＪＲししぶ駅を「拠点」として位置づけ、地域の実情に応じて生活利便施設などの誘導に取り組みます。
④住・商共存地域	・天神・花見地区の国道 495 号沿線、舞の里地区の国道 3 号沿線の一部を住・商共存地域に位置づけ、周辺の住宅地との調和や自動車利用への対応、道路景観などに配慮しながら、商業・業務施設や生活利便施設、集合住宅などを誘導します。
⑤住・商・工共存地域	・花鶴丘・庄南地区及び花見東地区の住居・商業・工業が混在している準工業地域は、地区計画等の活用により、地域の特性に応じて用途のすみ分けを行いメリハリのある土地利用を誘導します。
⑥工業・流通地域	・現工業団地と連たんする工業用途の用地拡張をめざし、引き続き工場等の立地を促進します。 ・ＪＲ鹿児島本線沿線の工業地域は、立地する企業と連携し、より有効な土地利用を検討します。 ・日吉地区における国道 495 号沿線の工業専用地域は、周辺環境と調和した用途地域への変更を検討します。
⑦その他	・千鳥ヶ池公園、鹿部山公園、花鶴が浜公園は市街地内の貴重な緑・レクリエーション拠点として維持・保全に努めます。 ・西鉄宮地岳線跡地は、歩行者の安全確保や災害時の避難路確保など地域課題の解決に向けて、車道、歩道及び自転車の通行空間整備や憩いの空間形成などに取り組みます。 ・今後増加が予想される空き家・空き地は、民間事業者等と連携しながら、適正管理の推進や空き家・空き地バンク等の活用による流通促進を図ります。

市街化調整区域の方針

① 豊かな自然環境の保全

市街化調整区域に広く存在する山林、海岸部、河川などの豊かな自然環境は、市民共有の財産として次世代へ継承していきます。

② 良好な営農環境の保全・形成

効率的で高収益をめざす農業に資するため良好な営農環境の維持形成を図り、農地の保全や遊休農地対策に取り組んでいきます。

③ 既存集落の活力維持・回復

少子高齢化などにより活力が低下している市街化調整区域の既存集落は、将来の地域コミュニティ活力維持・回復のため、地区計画や福岡県開発許可条例を活用し、適度な人口を受け入れるための建築規制の緩和を図ります。

人口減少や少子高齢化社会に対応したコンパクトで持続可能なまちづくりを実現させるため、既存集落での活力維持・回復の目的を超えた大規模な住宅開発は見合わせます。

④ 周辺環境と調和した職住近接による都市の発展及び適切な開発誘導

農業との調整を図りながら職住近接によるさらなる都市の発展のため、市街化区域または既存集落に近接する住居系の利用価値の高い土地は、人口増加の受け皿となる良好な市街地形成を図るため市街化区域に編入します。また、概ね国道3号から主要地方道筑紫野・古賀線の間や古賀インターチェンジ周辺など広域交通ネットワークを生かせる工業系の利用価値の高い土地は、市街化区域編入や地区計画、開発許可制度の運用等により適切な開発を誘導していきます。

◆利用区分別の方針◆

①集落・居住地域	・少子高齢化などを背景として地域の活力の低下が顕在化している市街化調整区域の既存集落は、地区計画や福岡県開発許可条例を活用し、適度な人口を受け入れるための建築規制の緩和を図ります。 ・医療や商業、金融が立地するなど地域の生活の中心となっているエリアを「地域生活拠点」として位置づけ、近隣住民の日常的な買い物等の生活利便施設の存続・拡充に取り組みます。
②農業振興地域	・集団的に存在する生産性の高い農地は、営農環境の維持を図るとともに、農地が持つ水源涵養や自然環境の保全、災害防止機能などの多面的機能の発揮に支障が生じないよう保全に努めます。 ・遊休農地は、担い手農家への耕作のあっせんや、農地中間管理事業の活用など、その有効利用を図ります。 ・都市的な土地利用転換の際には、広域に連たんする優良農地に分断が生じないよう集団性を確保しながら土地利用の転換をコントロールします。
③森林保全地域	・玄海国定公園に指定された白砂青松の海岸線の自然環境と景観の保全に努め、次世代に継承していきます。 ・古賀グリーンパークや海岸松原などは古賀市の貴重な緑・レクリエーション拠点として維持・保全に努めます。
④土地利用検討	・青柳迎田地区は、産業の動向を踏まえつつ、現工業団地を拡充させる土地利用を図るため、市街化区域に編入し土地区画整理事業などによる面的整備に取り組みます。 ・川原於宮町地区は、古賀インターチェンジに近接した利便性を活用した工業系、商業系用途の土地利用を図ります。 ・新久保東地区は、広域幹線道路の結節点を生かし近隣住宅に配慮した商業系の土地利用に取り組みます。 ・新久保南・庄地区は、行政機関がある区域であり、広域幹線道路や市街化区域に面した区域でもあることから、職住近接の市街地となるよう住居系、商業系用途の土地利用を図るため、市街化区域に編入し土地区画整理事業などによる面的整備に取り組みます。 ・主要地方道筑紫野・古賀線沿線の久保、庄、新原地区は、沿道サービス施設や地区計画による飲食、小売りなどの小規模店舗及び事務所が立地する土地利用をめざします。 ・土地区画整理事業による面的整備が行われ、既成市街地化した高田美郷地区は、市街化区域への編入に取り組みます。

都市計画区域外の方針

① 豊かな自然環境の保全

都市計画区域外に広く存在する山林、河川などの豊かな自然環境は、市民共有の財産として次世代へ継承していきます。

② 良好な営農環境の保全・形成

効率的で高収益をめざす農業に資するため良好な営農環境の維持形成を図り、農地の保全や遊休農地対策に取り組んでいきます。

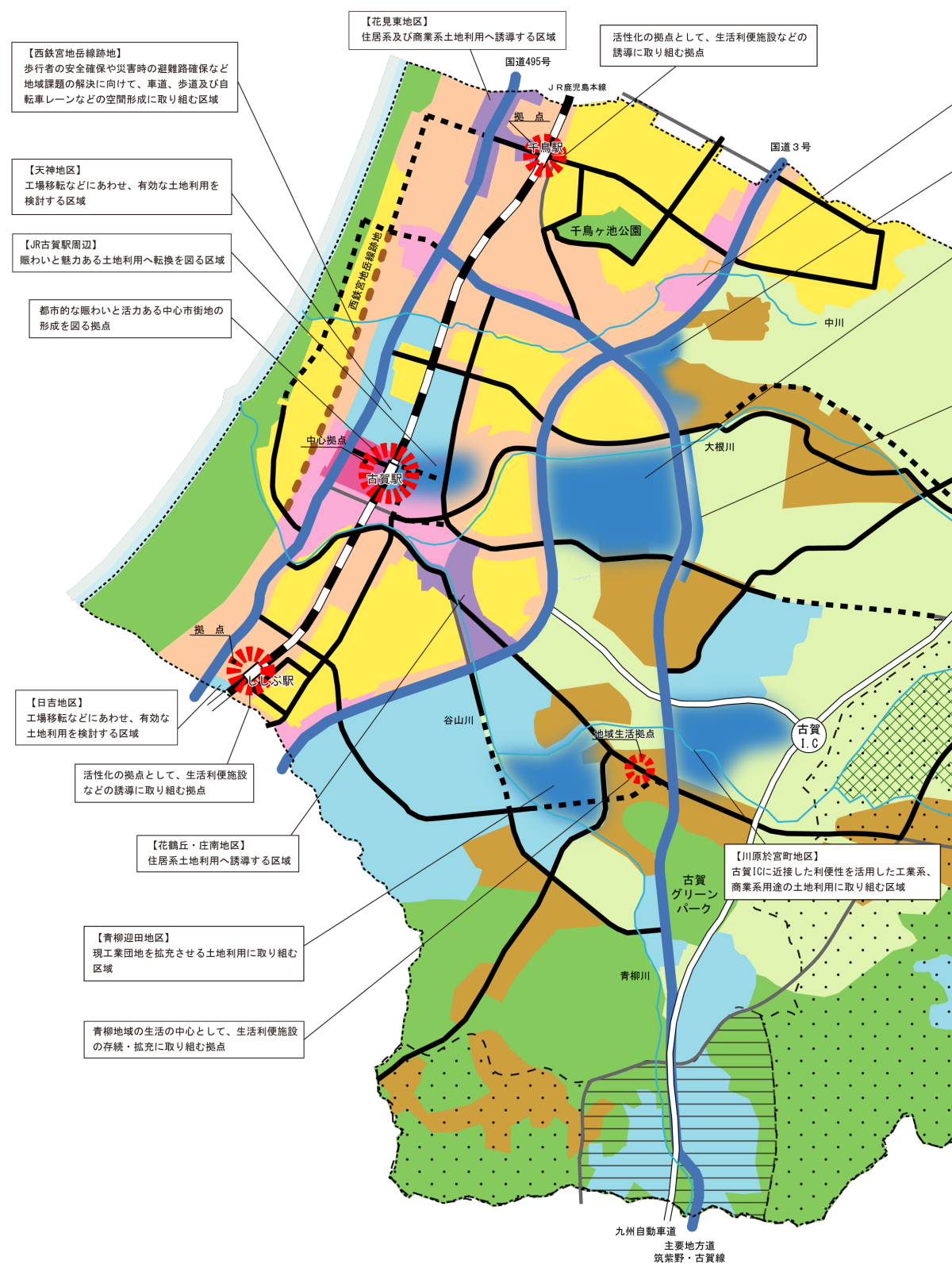
③ 特定用途制限地域の指定に基づく良好な環境の形成・保持

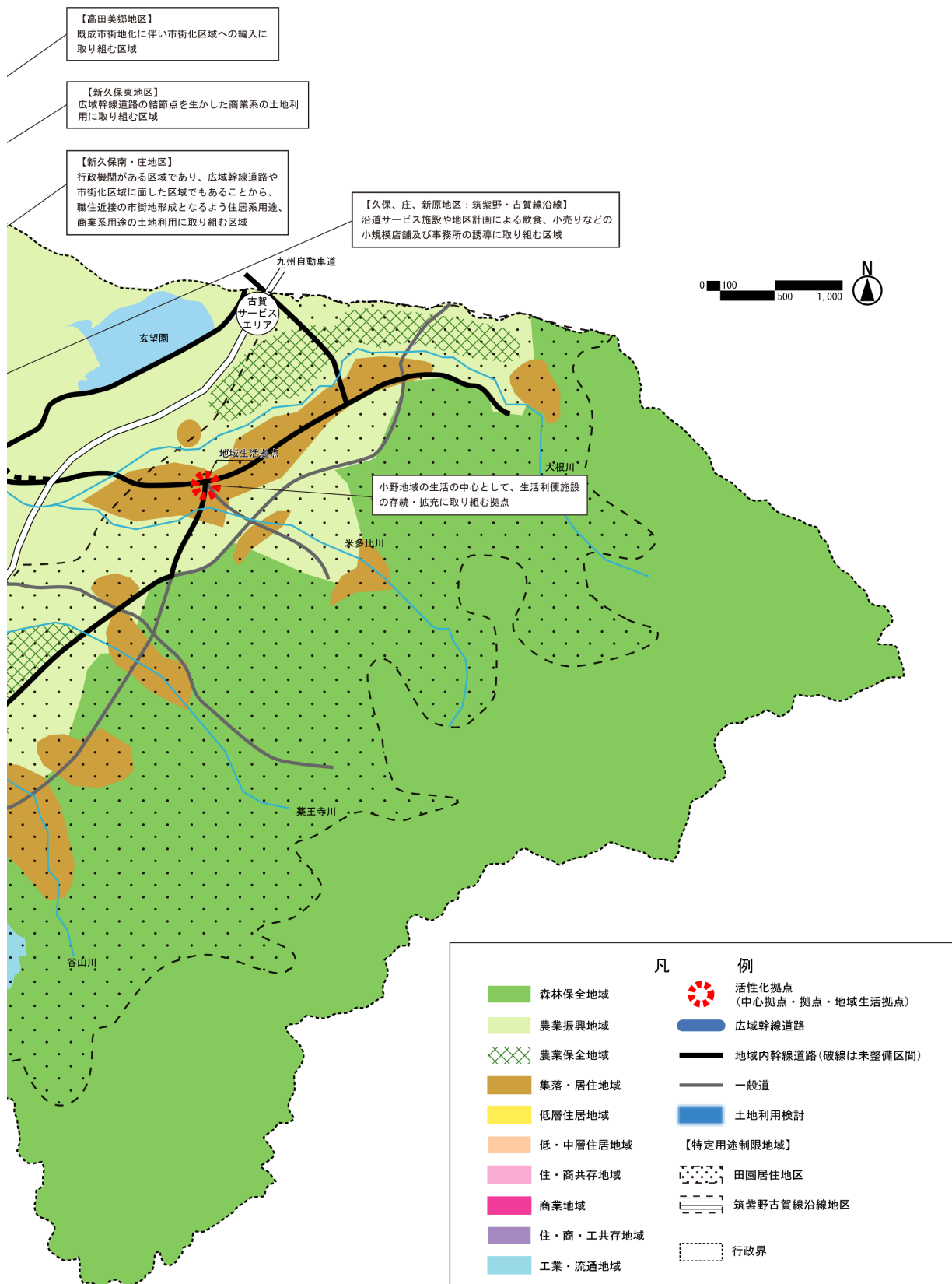
都市計画区域外の準都市計画区域における、山林・農地・住宅と工場・倉庫等の混在の進行を抑制するため、特定用途制限地域の指定に基づき、生活環境を脅かすおそれのある建物等の建築を制限し、安全で安心な土地利用を進める「田園居住地区」や、幹線道路を活用した秩序ある土地利用を進める「筑紫野古賀線沿線地区」など、地域の特性を生かした土地利用により良好な環境の形成を図っていきます。

◆利用区分別の方針◆

①集落・居住地域	・住環境や営農環境の悪化のおそれのあるミニ開発や資材置き場等は、良好な集落環境の維持・形成のため、適切な指導と規制等により周辺環境と調和のとれた土地利用をめざします。 ・医療や商業、金融が立地するなど地域の生活の中心となっているエリアを「地域生活拠点」として位置づけ、近隣住民の日常的な買い物等の生活利便施設の存続・拡充に取り組みます。
②農業振興地域	・集団的に存在する生産性の高い農地は、営農環境の維持を図るとともに、農地が持つ水源涵養や自然環境の保全、災害防止機能などの多面的機能の発揮に支障が生じないよう保全に努めます。 ・遊休農地は、担い手農家への耕作のあっせんや、農地中間管理事業の活用など、その有効利用を図ります。
③農業保全地域	・田園居住地区に連たんする生産性の高い優良農地を保全し、農業用施設の計画的な維持管理を行いながら、ほ場整備や農道・用排水路整備などの基盤整備を進めます。
④森林保全地域	・森林が持つ水源かん養や災害防止などの多面的機能が今後も適切に発揮するよう、多様な主体と連携しながら森林環境の保全・形成を図ります。 ・小野公園、薬王寺水辺公園などは、古賀市の貴重な緑・レクリエーション拠点として維持・保全に努めます。

図 3-5 土地利用方針図





(2) 道路・交通体系の方針

基本的な方向性

① 交通軸の強化

市域の一体的な都市づくりを進めるため、活性化拠点間をつなぐ道路整備や公共交通の充実を図り、交通軸の強化に努めていきます。

② 広域幹線道路と地域内幹線道路の整備

渋滞の緩和、広域又は地域内移動の利便性の向上を図るため、国や県とも協力しながら、広域幹線道路や地域内幹線道路の整備を図っていきます。

③ 全ての人が安全かつ快適に暮らせるまちづくり

全ての世代が安全かつ快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインに配慮した道路整備や公共交通による移動手段の確保に取り組んでいきます。

④ 既存施設を最大限に有効活用し、効率的な道路整備

限られた財源を有効に活用していくため、将来の需要予測等に基づき、時代の変化に対応した柔軟で効率的な道路整備を進めていきます。

道路・ネットワーク整備の方針

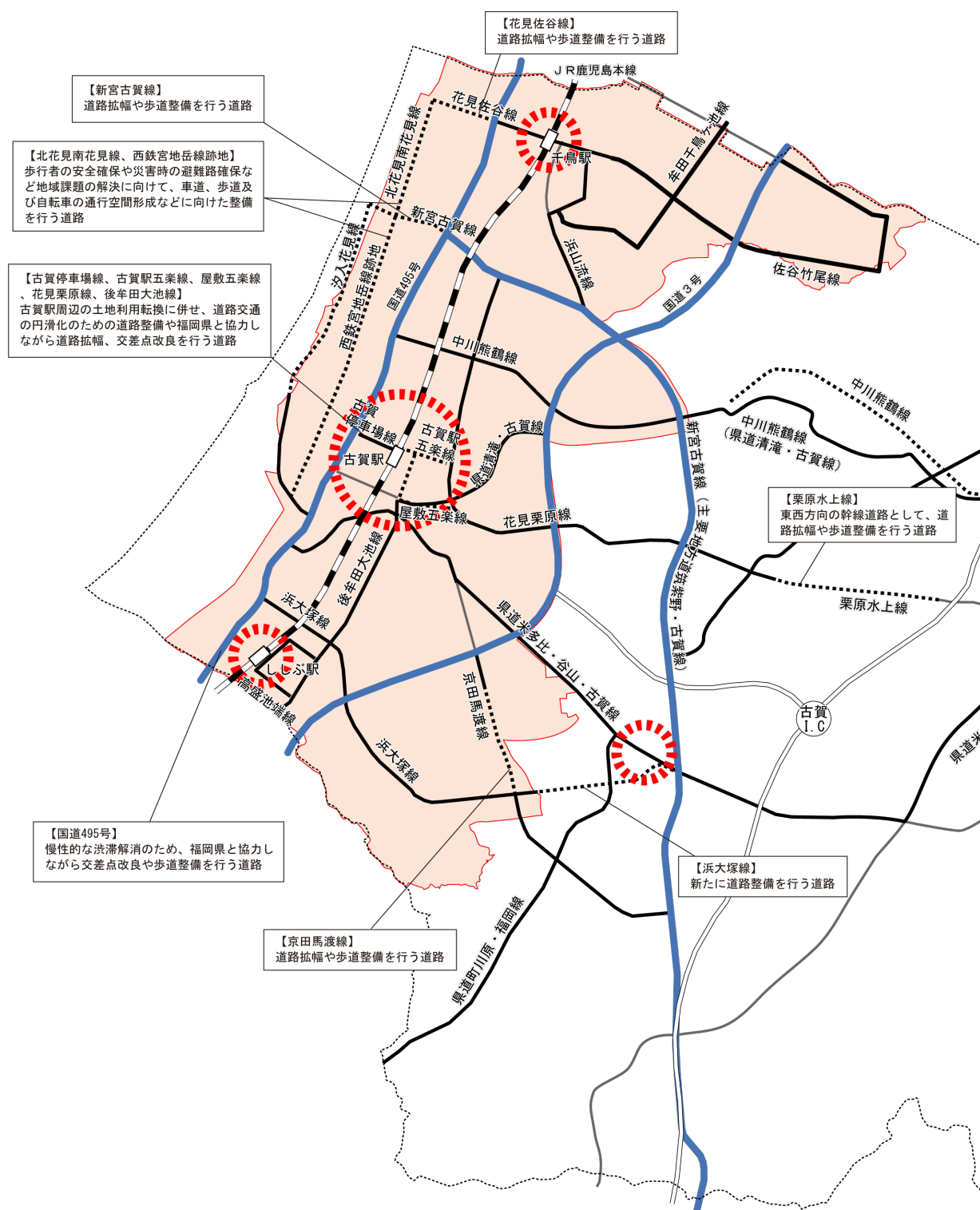
① 幹線道路網の整備	・ 現道を調査し、優先順位をもって拡幅や交差点改良、歩道設置など整備を進めます。 ・ 都市計画道路は、将来需要予測等に基づく必要性や代替道路の状況などを勘案し、適宜見直しを加えながら整備を進めます。 ・ 地域内幹線道路の整備により、市内及び市外との交通の円滑化を図り、整備済区間は今後も安全に配慮しながら適切な維持管理に努めます。 ・ 国道 495 号は慢性的な渋滞箇所や歩道の未整備箇所があることから、福岡県と協力しながら交差点改良や歩道整備などを進めます。 ・ J R 古賀駅周辺の道路は、古賀駅東口の土地利用転換に併せ、道路交通の円滑化のための道路整備に努め、福岡県とも協力しながら道路拡幅など計画的な整備を進めます。 ・ 都市計画道路栗原水上線、花見佐谷線、北花見南花見線、浜大塚線、京田馬渡線、新宮古賀線は道路新設、道路拡幅及び歩道設置など計画的な整備を進めます。
② 生活道路の改善	・ 古い既存住宅地で多く見られる幅員 4m 未満の狭あい道路は、建築時の敷地後退などにより、拡幅と改良に努めます。 ・ 新規開発等による住宅地は、幅員 6m 以上の道路の設置を求め、安全かつ快適な生活空間の確保に取り組めます。 ・ 西鉄宮地岳線跡地は、歩行者の安全確保や災害時の避難路確保などの地域課題の解決に向けて、車道、歩道及び自転車の通行空間整備や憩いの空間形成などに向けた計画的な整備を進めます。

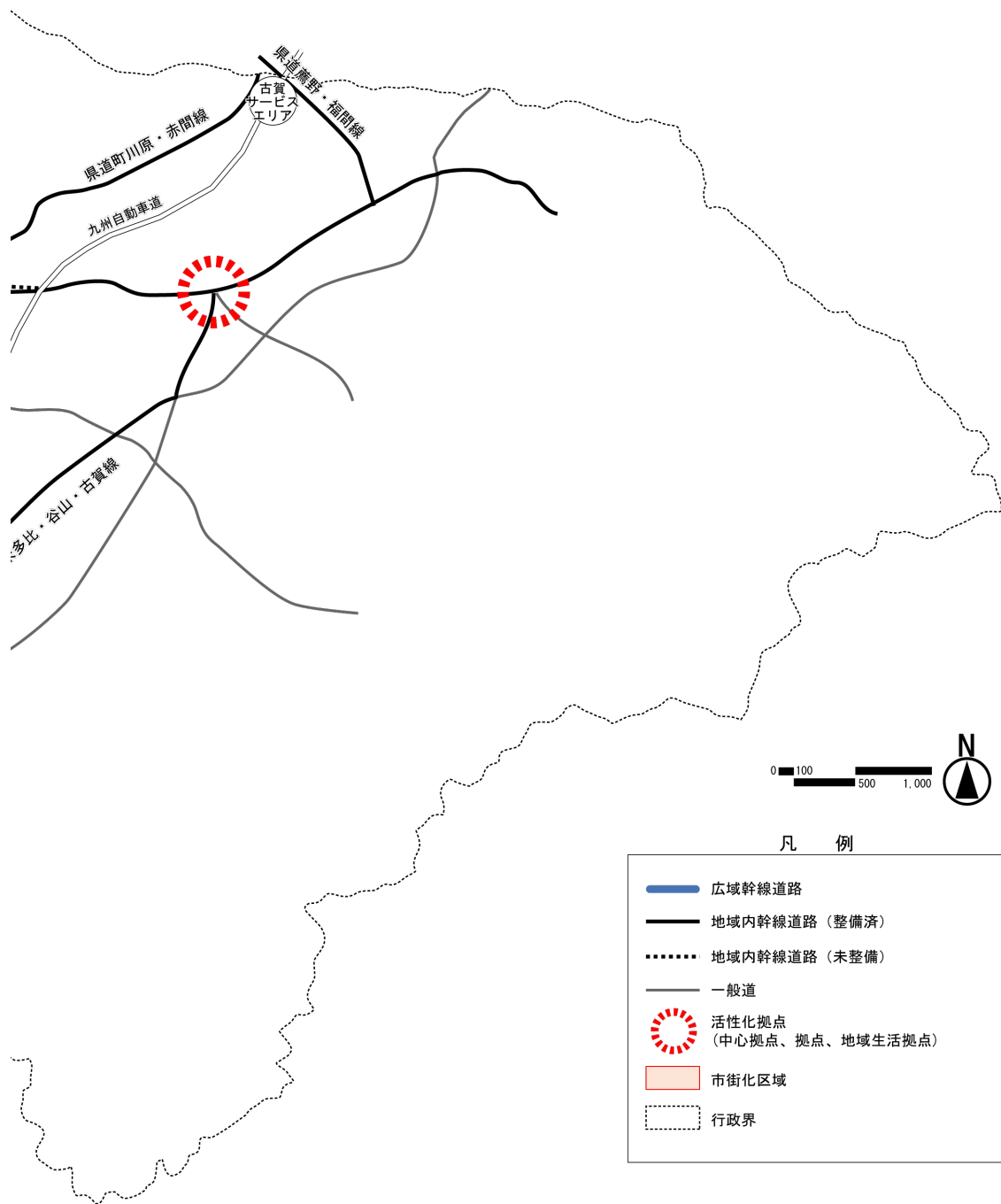
③ユニバーサルデザインに配慮した道路整備	・道路整備、改良においては、誰もが安全かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮します。
④歩行者や自転車に配慮した道路整備	・通勤・通学者の多い道路や、公共施設等に接続する道路は、歩道やゾーン30プラスの整備を計画的に進めます。歩道幅員が確保できない場合には、グリーンベルト設置などによる交通事故防止を図ります。 ・道路を整備するにあたっては、歩行者や自転車が安全に通行できるよう配慮した道路空間の形成に努めます。
⑤遊歩道（歩いてん道など）の維持・整備とネットワーク化	・市民の健康増進のため、楽しく歩けるような遊歩道（歩いてん道など）の維持・整備や利用促進を図ります。 ・これらの遊歩道や既存の歩道などが有機的に連携し、遊歩道のネットワークとなるように努めます。
⑥既存ストックの有効活用	・幹線道路で渋滞が発生している交差点は、右折レーンの設置など計画的な改良整備を行い、渋滞の緩和に努めます。 ・老朽化が進んでいる道路や橋梁は、ライフサイクルコストを考慮しながら計画的な維持補修に努め、安全性の確保や施設の長寿命化に努めます。
⑦都市計画道路の検証	・都市計画道路は、将来需要予測等に基づく必要性や実現性及び道路整備のコストの観点から検証を行います。

公共交通・ネットワーク整備の方針

①ＪＲ駅周辺の整備	・ＪＲ駅へのアクセス強化、利便性の向上を図るため、接続道路や駅前広場などの整備を進めます。
②公共交通ネットワークの充実	・地域の実情に応じた持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けた取組を推進します。 ・移動ニーズに対応する公共交通サービスの充実を図ります。

図3-6 道路計画方針図





(3) 上下水道の方針

基本的な方向性

① 上水道の安定的な供給

上水道の安定的な供給を図るため、老朽施設の更新及び耐震化事業を計画的に進めていきます。

② 下水道等事業の推進

快適な都市生活の確保と河川など公共用水域の水質環境を保全するため、今後も土地利用の状況と経済性を勘案しながら、公共下水道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽による汚水処理の普及に努めます。また、老朽施設の適切な維持管理、更新及び耐震化を計画的に進めていきます。

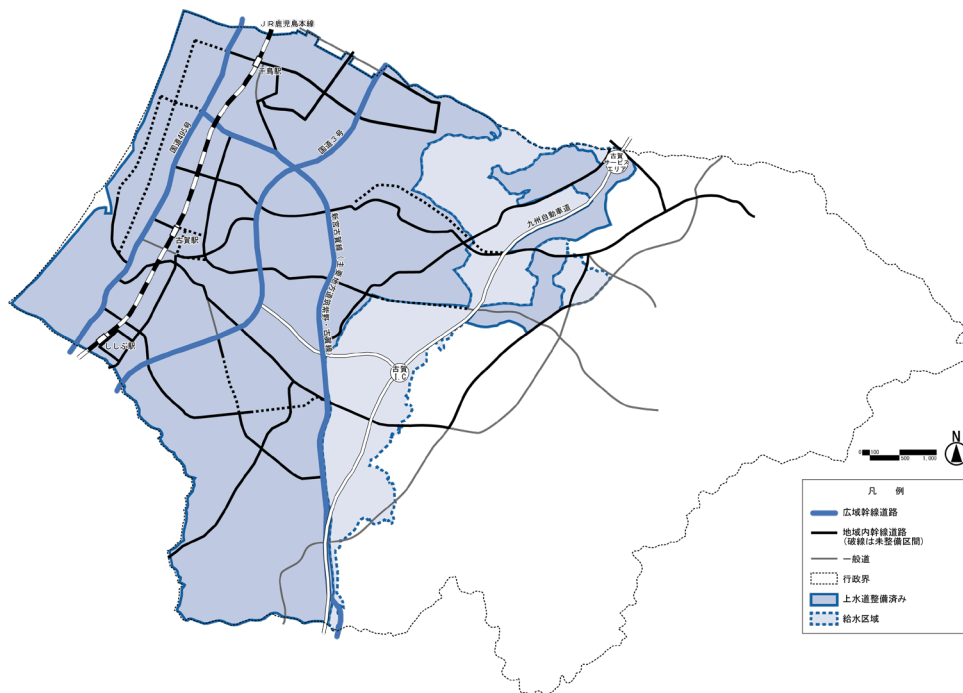
③ 持続可能な上下水道事業の継続に向けた検討

人口減少等社会情勢の変化を踏まえた持続可能な上下水道事業を運営し継続していくために、効率的かつ効果的な手法や手段等の検討を進めていきます。

上水道整備の方針

① 安定的な上水道の供給	・安全で安定的な上水道の供給を図るため、水源の維持・確保に努めるとともに、老朽施設の更新及び耐震化を計画的に進めます。
② 水源かん養林の保全・育成	・市東部から南部にかけてのまとまりのある森林地域は、水源かん養林として、保全・育成を図ります。

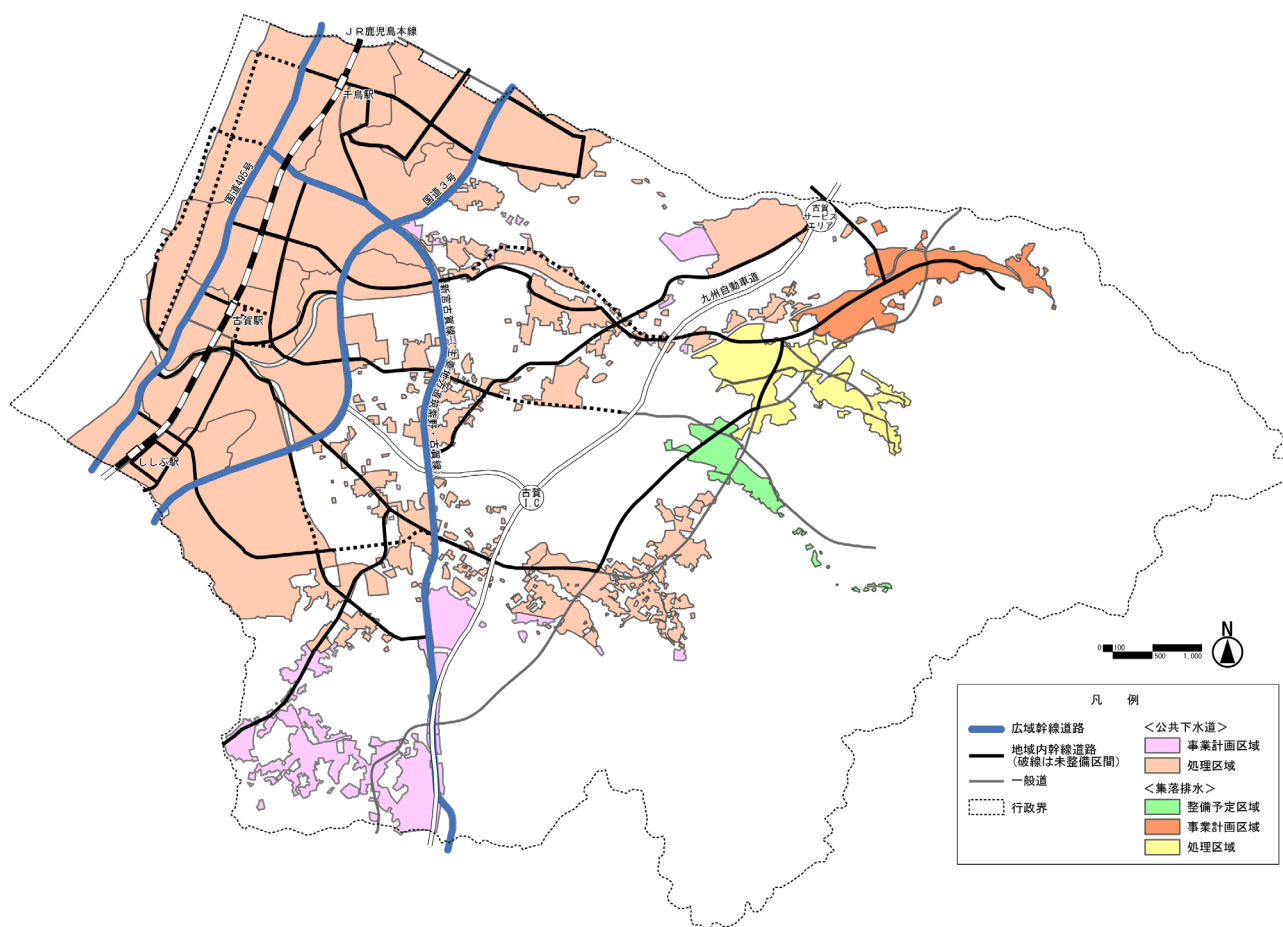
図3-7 上水道整備計画区域



下水道整備の方針

①公共下水道事業の計画的な整備	・快適な都市生活の確保や公共用水域の水質保全のため、公共下水道事業計画区域内の整備を推進し、古賀水再生センターやポンプ施設、管路の更新及び耐震化を計画的に行います。 ・新規の設備投資から維持管理にかかるライフサイクルコストを踏まえ、効率的かつ効果的に事業を実施するための事業マネジメントの実施や、地域の特性に応じた最適な整備手法や区域の見直し等を検討します。
②農業集落排水事業や合併処理浄化槽による汚水処理人口普及率の向上	・公共下水道事業計画区域外は、地域の特性に合わせて、農業集落排水事業や合併処理浄化槽による汚水処理人口普及率の向上に努めます。
③水洗化率の向上	・水洗便所改造奨励金制度により、供用開始後の速やかな水洗化を促進します。

図3-8 下水道事業計画区域



(4) 自然環境、公園・緑地の方針

基本的な方向性

① 自然環境の保全

白砂青松の海岸部、里山、神社仏閣周辺の緑地、水源かん養や温室効果ガス吸収源の機能を果たしている森林などの保全に努めていきます。

② 既存公園の検証と新たな魅力創出に向けた公園機能の集約及び再整備

既存公園は、地域ニーズや公園の配置状況を踏まえ、公園機能の分担や特化等による見直しを行うとともに、「観光・運動・ワンヘルス」をテーマに掲げ、新たな魅力創出に向けた公園機能の集約及び再整備を進めていきます。

③ 公園・緑地の適切な維持管理

都市空間にゆとりと付加価値をもたらす公園・緑地は、自然とのふれあい、健康増進の場、休養や遊び、コミュニティ活動など市民のさまざまな活動の場として利用できるよう、適切な維持管理に努めていきます。

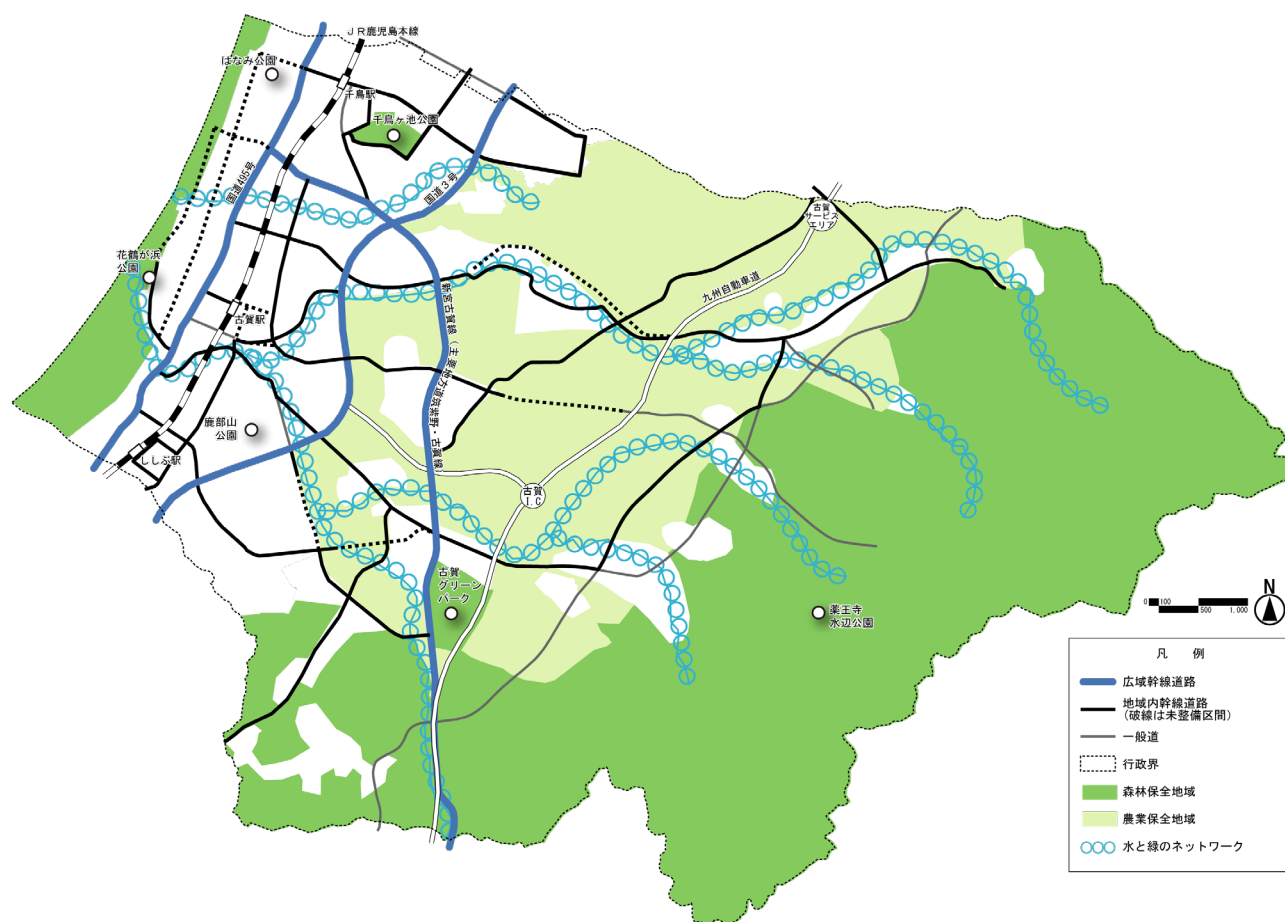
自然環境の保全・活用の方針

①海岸部の保全	・海岸部の松林は、風害や潮害、飛砂から建物などを守る防風林として重要な役割を果たしていることから、今後も地域の理解と協力のもと維持・保全に努めます。
②森林地域の保全	・森林地域の水源かん養や温室効果ガス吸収源などの多面的機能や自然景観を保つため、その重要性について市民の関心を高め、今後も維持・保全に努めます。
③身近な緑の保全	・里山、神社仏閣周辺の緑地空間は、地域の貴重な財産として地域の理解と協力のもと、その維持・保全に努めます。 ・古賀グリーンパーク、薬王寺水辺公園、花鶴が浜公園、鹿部山公園など自然を生かした公園は、市民や事業者とともに保全・育成に努めます。
④水辺環境の保全	・市民が水に親しみ、ふれあう機会が創出できるよう、生態系にも配慮したビオトープなど水辺空間の適切な維持・保全を行います。
⑤水と緑のネットワークの保全	・水と緑のネットワークの主要軸となる大根川や青柳川などの河川敷を、親水空間として適切な維持・保全を行います。

公園・緑地の整備の方針

①身近な公園・緑地の整備	市街化区域において公園が不足している地域は、地域住民と協議しながら、公園・緑地の整備を進めます。
②既存公園・緑地の維持保全・管理	- 自然とのふれあいを創出する貴重な緑空間や健康増進の場として整備した古賀グリーンパーク、薬王寺水辺公園、千鳥ヶ池公園、鹿部山公園、花鶴が浜公園、はなみ公園をはじめ都市公園は、市民のさまざまな活動の場として利用できるよう、適切な維持・保全及び管理に努めます。 - その他既存公園・緑地は、地域の理解と協力のもと適切な維持管理に努めます。
③既存公園の検証、集約・再編、再整備	- 小規模な公園は、地域ニーズや公園の配置状況を踏まえ、集約・再編等を検討します。 - 公園の再整備にあたっては、「観光・運動・ワンヘルス」をテーマに、新たな魅力創出に向けて整備を進めていきます。

図 3-9 自然環境、公園・緑地の方針図



(5) 景観形成の方針

基本的な方向性

① 自然景観や歴史的な景観の保全

犬鳴山系の山々、里山、白砂青松の海岸線、河川などの自然景観や、古くからの建築物、神社仏閣など歴史的な景観を維持・保全し、市民共通の財産として次世代に継承していきます。

② 都市としての賑わいとバランスある良好な市街地景観の形成

都市の発展とともに形成されてきた現在の市街地景観との調和を図ることで、良好な景観の形成を進めるとともに、商業地はその特性を踏まえ、都市としての賑わいとバランスを図った景観形成に努めていきます。

③ 主要幹線道路沿いの良好な景観形成

国道 3 号、国道 495 号、主要地方道筑紫野・古賀線の沿線は、景観上、古賀市を印象づける重要なエリアであることから、周辺の景観と調和した良好な沿道景観の形成を図っていきます。

景観形成の方針

① 自然景観の維持・保全	・市域東部の緑深き犬鳴山系の山々、里山、白砂青松の海岸部、犬鳴山系から玄界灘に注ぐ河川は、古賀市の自然豊かなイメージを形成する重要な景観であることから、将来にわたって故郷としてのイメージを残し、次世代に伝えていくため、これらの自然景観の維持・保全に努めます。
② 歴史的景観の維持・保全	・歴史のある建造物や神社仏閣などは、古賀市の歴史を表す景観として、維持・保全に努めます。
③ 良好な市街地景観	・建築物の壁面の色彩や屋外広告物の規格等の適切な規制を行い、周辺の景観と調和した良好な市街地景観の形成を図ります。 ・J R 古賀駅を中心とする商業地は、都市的な賑わいとバランスを図りながら歩いて回遊できる空間や憩いの場づくりに努め、古賀市の顔となる景観を誘導します。 ・市街地の大半を占める住宅地は、地区計画や景観協定などの地域住民による自主的なルールづくりを支援することにより、建物や外構デザインの統一、生け垣・敷地内緑化などを促進し、良好な景観の形成を誘導します。 ・国道 3 号、国道 495 号及び主要地方道筑紫野・古賀線の広域幹線道路沿道は、建築物の壁面の色彩や屋外広告物の規格等の適切な規制を行うとともに、違法看板の撤去を行い、良好な沿道景観の形成を図ります。 ・無電柱化の推進に関する法律に基づき、電線類を地中化することで、美しい街並みの形成を進め、都市景観の向上を図ります。
④ 景観に配慮した公共事業の推進	・街並みの景観形成に影響が大きく、先導的役割を果たすべき道路や公共建築物などは、色彩や意匠など周辺の景観に配慮した整備を行います。

※詳しくは平成 31（2019）年 3 月策定の「古賀市景観計画」を参照ください。

(6) 都市防災・防犯の方針

基本的な方向性

① 安全安心な都市づくりの推進

安全安心な都市生活を営んでいくため、地震や台風などによる自然災害の被害を最小限に抑えるような都市づくりに努めていきます。

② 国・県・他自治体との連携を図った防災体制の整備

日ごろからの市民の防災意識を高めるとともに、国・県・他自治体と連携した防災体制の整備を図っていきます。

③ 「防犯のまちづくり」の推進

市民と地域、行政が一体となった取組に合わせて、防犯の視点を加えた都市環境の整備を行い、犯罪のない安全安心に暮らせる「防犯のまちづくり」をめざしていきます。

都市防災の方針

①安全な住宅地の形成	・狭あい道路が多く分布する古い住宅地や既存集落は、火災時における延焼の防止や消防活動の円滑化のため、道路の拡幅や交差点部の隅切りを進めます。 ・消火栓や防火水槽の整備を進めるとともに、延焼防止のために適切な位置への緑地整備を進めます。 ・災害時の電柱倒壊や電線切断等により発生する事故や停電、通信インフラの被害を防ぐとともに、緊急車両の通行や避難路を確保するため、無電柱化を推進します。
②オープンスペースの整備	・災害時における避難場所や緩衝地としての機能を備えた公園、広場などのオープンスペースの適切な配置と維持管理に努めます。
③治山・治水の強化	・保安林指定などにより、山地崩壊や地滑りなどの災害防止に努めます。 ・河川の氾濫を防止するため、危険箇所は自然環境にも配慮しながら、護岸工事など必要な河川整備を進めます。
④避難・救援体制の強化	・被災時の備蓄資材や緊急時の防災行政無線、SNS 等情報伝達手段の充実を図り、自助・共助による防災力向上のため、住民への啓発に努めます。 ・道路に面しているブロック塀は、地震時の倒壊による被害防止や避難経路の確保を図るため、所有者や管理者に対し適切な管理、点検の啓発に努め、倒壊のおそれがあるブロック塀は、撤去、改修をするよう促します。

防犯の方針

①防犯の視点を加えた都市環境整備	・道路や公園などの公共施設は、樹木の配置や隅切りなどに配慮し、安全な見通しを確保するなど、防犯の視点を加えた環境整備に努めます。 ・地域や学校と協議しながら、通学路などの危険箇所を把握し対策に努めます。
------------------	---

